

アメリカ法

第7回

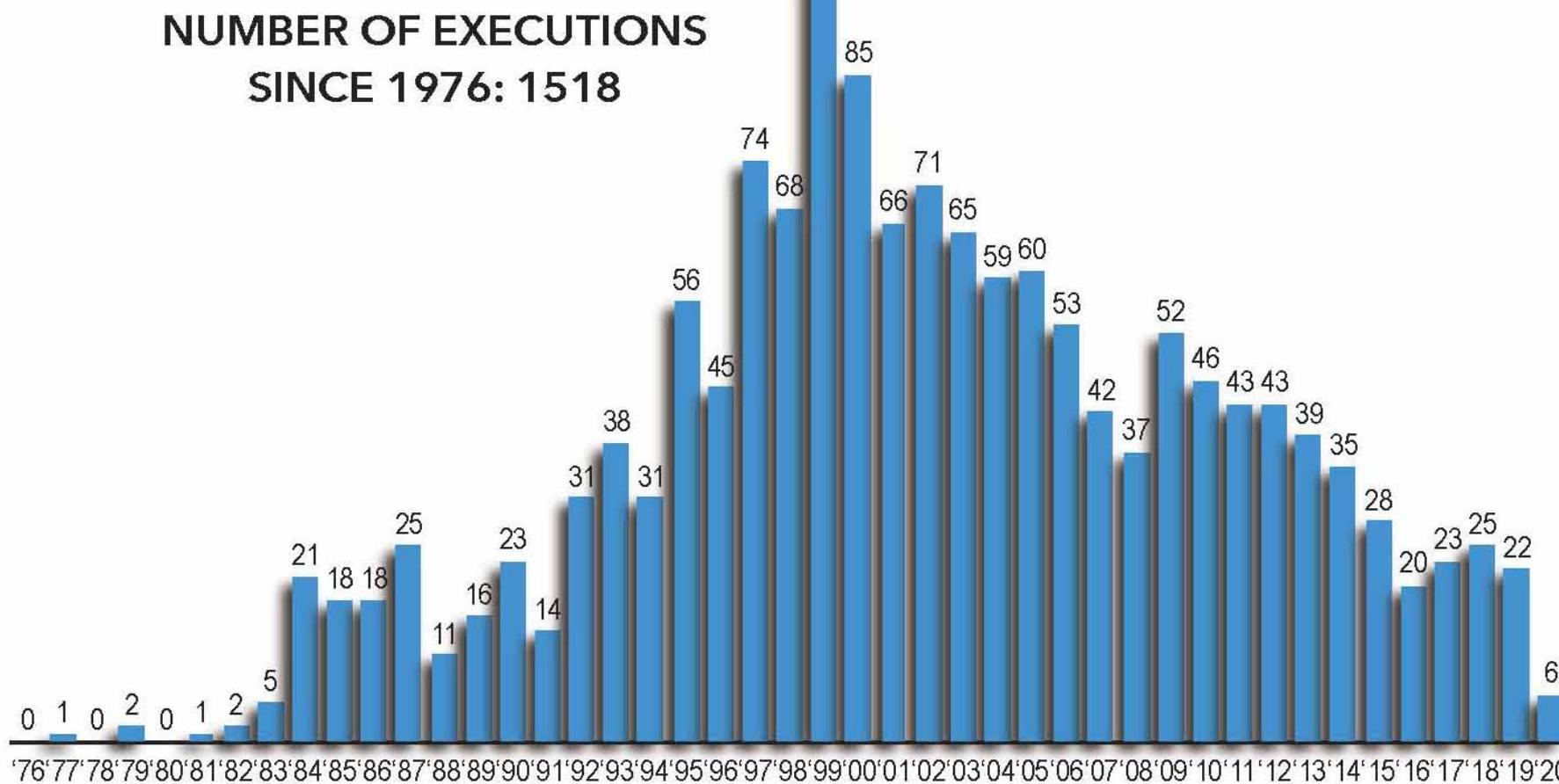
丸山 英二

(4) 連邦制——州による法の違い: 死刑

◆死刑——廃止した州: 22州, 存続する州: 28州 (2019年の執行数22, TX=9, AL=GA=TN=3, FL=2, MO=SD=1, 22州/28州=0)

Updated: May 20, 2020

<http://www.deathpenaltyinfo.org/documents/FactSheet.pdf>



死刑と合衆国最高裁 : Furman判決とGregg判決

- Furman v. Georgia, 408 U.S. 238 (1972) : [5対4の判決, 多数意見・相対的多数意見なし。5名別々の同意意見] 慻意的・差別的に科される死刑は「残虐で異常な刑罰(cruel and unusual punishment)」を禁じる合衆国憲法第8修正に違反する。
- Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153 (1976): [7対2の判決, 3名の裁判官の相対的多数意見あり] 死刑適用について明確で客観的な基準があり, 陪審・裁判官が被告人の個別的事情を斟酌できる死刑制度は合憲。

The Court set out two broad guidelines that legislatures must follow in order to craft a constitutional capital sentencing scheme:

First, the scheme must provide clear and objective standards to direct and limit the death sentencing discretion.

Second, the scheme must allow the sentencer (whether judge or jury) to take into account the character and record of an individual defendant.

(4) 連邦制——州による法の違い: 代理母

- ◆代理母(Surrogate mother)——18州が法律を制定している。
 - ①代理母契約を無効で強制的実現不可とした上で、報酬付のものに刑罰(当事者:1万ドル以下の罰金, 1年以下の自由刑, 当事者以外:5万ドル, 5年)を科す州(MI)
 - ②無効で強制的実現不可とするとともに、報酬付のものに民事罰(civil penalty=過料)を課す州(NY: 当事者:500ドル以下, 当事者以外:1万ドル以下)
 - ③無効で強制的実現不可とする州(e.g. IN)
 - ④相当な費用(expenses)支払付のものを合法化している州(e.g. FL)
 - ⑤相当な報酬(compensation)付のものも有効とする州(e.g. IL, NV)

(4) 連邦制——州による法の違い: 代理母

- ◆代理母(Surrogate mother)——18州が法律を制定している。
 - ①代理母契約を無効で強制的実現不可とした上で、報酬付のものに刑罰(当事者:1万ドル以下の罰金, 1年以下の自由刑, 当事者以外:5万ドル, 5年)を科す州(MI)
 - ②無効で強制的実現不可とするとともに、報酬付のものに民事罰(civil penalty=過料)を課す州(NY: 当事者:500ドル以下, 当事者以外:1万ドル以下)
 - ③無効で強制的実現不可とする州(e.g. IN)
 - ④相当な費用(expenses)支払付のものを合法化している州(e.g. FL)
 - ⑤相当な報酬(compensation)付のものも有効とする州(e.g. IL, NV)

代理懐胎(代理母・借り腹) : 厚労省専門委報告2000.12

代理懐胎(代理母・借り腹)

代理母 (サロゲートマザー) traditional surrogacy	妻が卵巣と子宮を摘出した等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して妻の代わりに妊娠・出産してもらう
借り腹 (ホストマザー) gestational surrogacy	夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に入れて、妻の代わりに妊娠・出産してもらう

	精子	卵子	医療技術	妊娠・出産
代理母	夫	代理母	人工授精	代理母
借り腹	夫	妻	体外受精・胚移植	代理母

(4) 連邦制——州による法の違い: 医師による自殺帮助

◆医師による自殺帮助——末期状態にある患者に対する致死的薬物の処方・投与)

- ①刑法中の自殺帮助規定の適用に基づいて禁止する州 (NY 1997)
- ②法律で許容する州 (OR 1997, WA 2008, VT 2013, CA 2015, CO & DC 2016, HI 2018, NJ & ME 2019), 判例で許容する州(MT, 2009)

[なお、治療中止を求める権利は、憲法上の権利または判例法上の権利として確立されている。Cruzan v. Director, Missouri Department of Health, 497 U.S. 261, 110 S.Ct. 2841 (1990)]

(4) 連邦制——国のあり方

- ◆unitary state(单一国家)
- ◆federal state(連邦国家)——国法(米国の場合は合衆国憲法)上の国家の結合, 連邦の法は各 state の国民にも直接効果を及ぼす。
- ◆confederation of states(国家連合)——条約に基づく諸国家の平等な結合, 諸国家の関係は国際法上の関係]
- ◆“Federal”的ことば——中央集権的／地方分権的
- ◆「連邦(federal)」の言葉=「合衆国(United States)」と同じ意味で用いることが多い。

(4) アメリカの連邦制

① 州が第一次的統治権を持つ

◆制度的にも——連邦は合衆国憲法によって州から委譲された権限のみを行える。州の統治権は一般的、連邦の統治権は合衆国憲法に掲げられたものに限られる。

◆歴史的にも

13州の独立:1776年7月4日。

合衆国(The United States of America)の成立:合衆国憲法の発効日——1788年6月21日(合衆国憲法が必要な邦の承認を得て成立した日)

- ・ 1787年9月17日=合衆国憲法が憲法制定会議で可決された日
- ・ **1777年11月15日**=アメリカ連合(国家連合)を成立させた連合規約が大陸会議で可決された日(山川・新世界史B・1777アメリカ合衆国が生まれた。)
- ・ 1781年3月1日=連合規約がすべての邦の批准を受けアメリカ連合が成立した日

(1607)

1776/7/4 1777/11/15

1781/3/1

1787/9/17 1788/6/21

(4) アメリカの連邦制

② 法の形成という面でみると、実体法については、一般刑法、民法、商法の分野などでは合衆国にそれを形成する権限が与えられておらず、州の議会や裁判所によって形成された州法が適用される。連邦議会が法律を制定できるのは、租税・関税の賦課徴収、外国との通商・州間の通商の規制、郵便事業など合衆国憲法に規定された事項に限られる。

もつとも刑法の領域でも、麻薬事件、密輸事件、郵便事件などについては連邦の刑法の適用があり、その執行のための連邦刑訴がある。

民事訴訟については、①連邦の憲法、条約、法律の下で発生する事件、②相異なる州の市民間の訴訟などについては一方当事者が希望すれば連邦裁判所で訴訟をすることができ、連邦民訴が適用される。

なお、憲法については、連邦憲法とともに州憲法もある（念のため）。

II. アメリカ法の形成

1 植民地時代

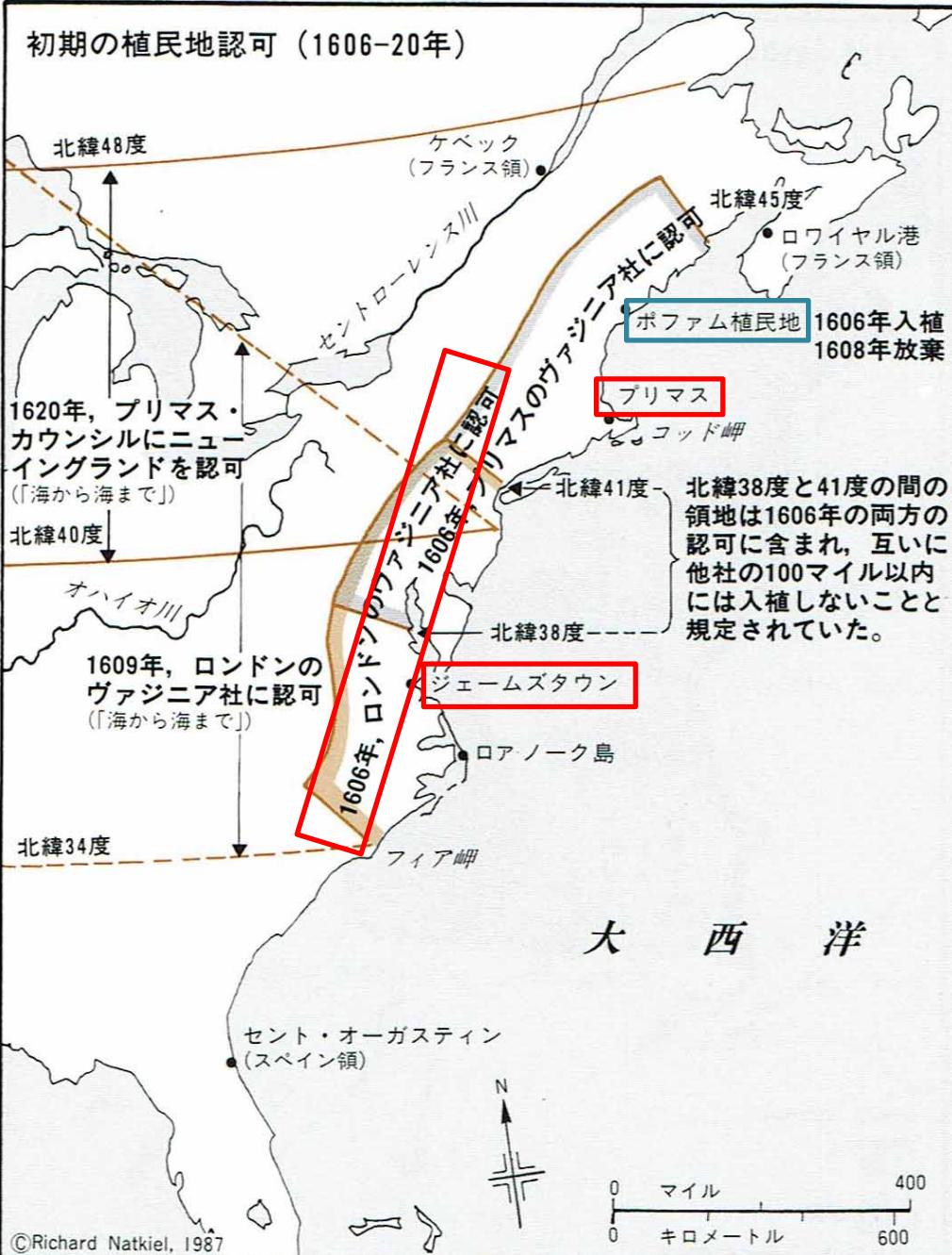
(1) イギリス人による植民: Virginia植民地

- ◆ Virginia Company of London と Virginia Company of Plymouthが1606年にJames I の特許状(charter)を得て設立——目的は、北米に植民地を建設すること——Virginia Company of London には1609年に第2特許状
 - ・ 土地の付与
 - ・ 統治権の付与——総督・参議会
- ◆ Virginia Company of LondonによるJamestown植民地——1607年5月に建設。1609-10年の冬には、500人のうち60人しか生き残らなかった。
- ◆ Virginia Company of PlymouthによるPopham植民地——1607年8月に建設。1608年に放棄。

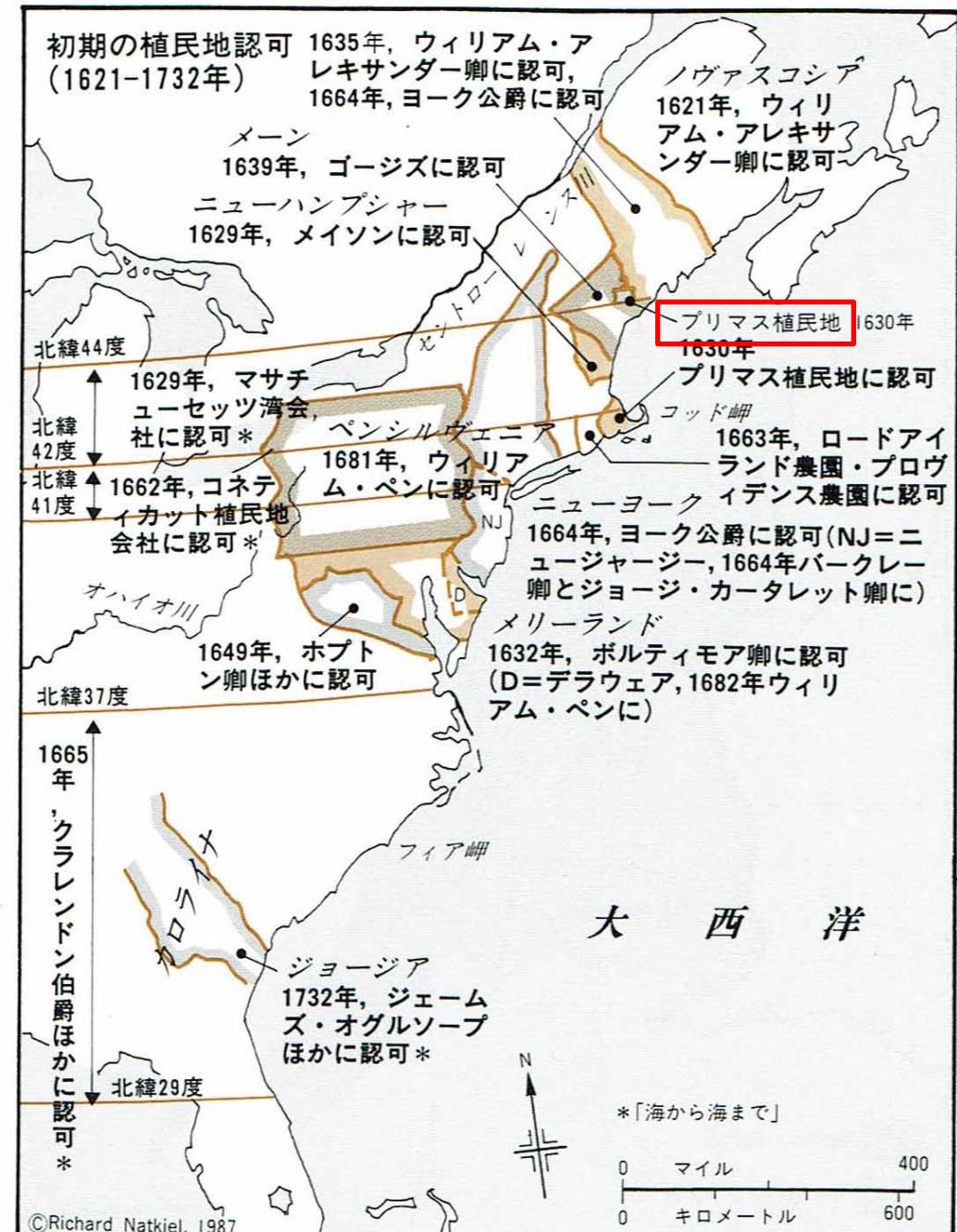
(1) イギリス人による植民:Plymouth植民地

- ◆分離派(Separatist)のピューリタンたちがMayflower号に乗ってアメリカに渡る.
- ◆分離派(Separatist)——イギリス国教会(1534年にローマ教会から独立し[by Henry VIII (1509-47)], Elizabeth女王の時代(1558～1603)に確立された〔国王至上法Act of Supremacy(女王が宗教上も最高の統治者であると規定)と統一法Act of Uniformity (礼拝・祈禱の方式を統一)の制定(1559)〕, プロテスタント)の権威を認めず, 信者の自由な集会こそ真の教会であると主張した.
- ◆Mayflower Compact——政府を作るための協約——社会契約説に基づく, 文書による政府組織の創設. 成文憲法の元祖といわれることがあるが, 簡なものなので, そのように位置づけることは難しい.
- ◆1620～21年の冬には, 102人のうち58人が死亡.

初期の植民地認可 (1606-20年)



初期の植民地認可 (1635年, ウィリアム・アレキサンダー卿に認可, 1664年, ヨーク公爵に認可)



植民地建設の背景・種類

- (a) 植民地経営からの利益を求める大英帝国および大商人の経済的動機
- (b) イギリス国教会の支配する本国からの脱出という宗教的動機

Plymouth① や Massachusetts Bay②④——ピューリタン

Maryland③——Lord Baltimore(カトリック教徒の避難地)

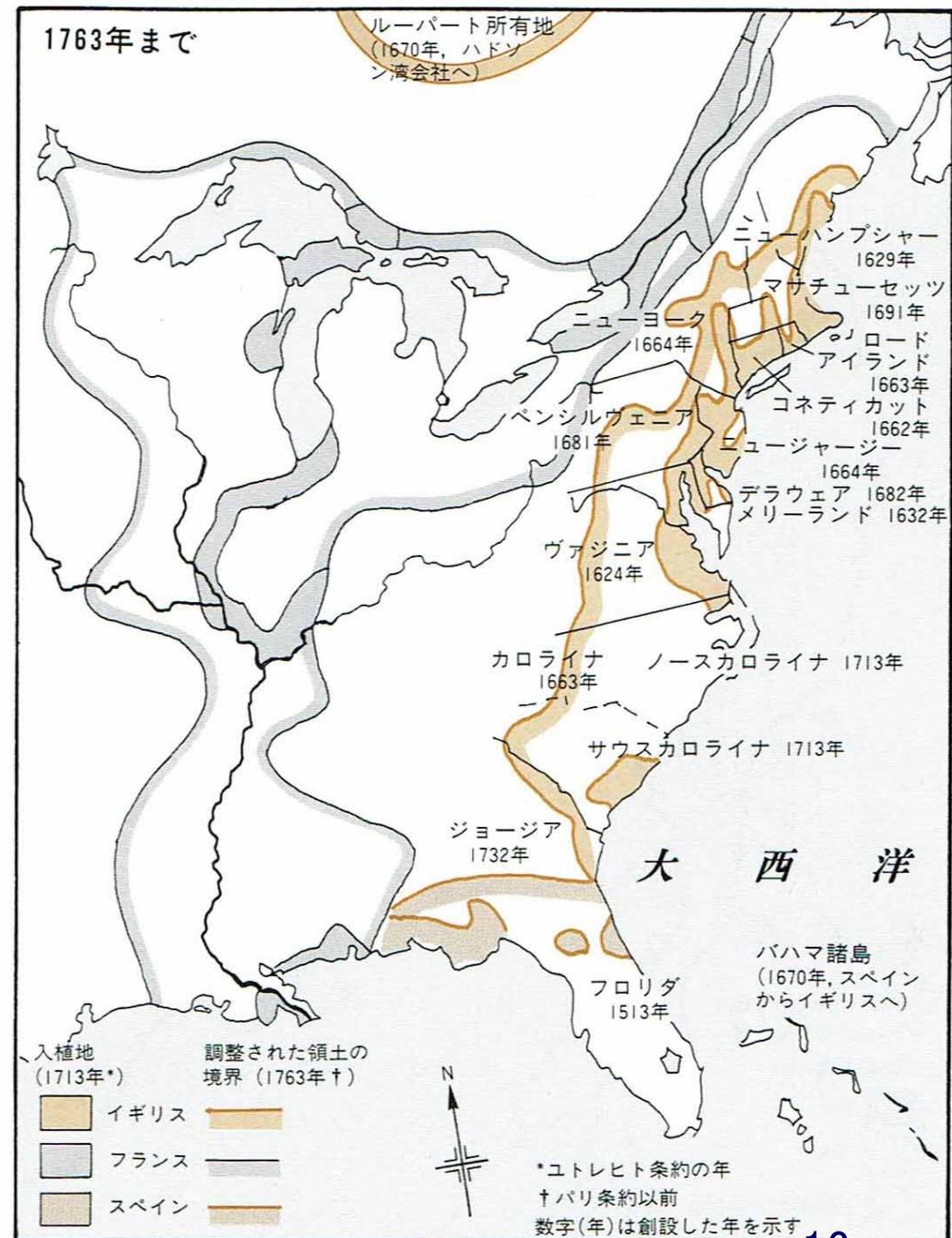
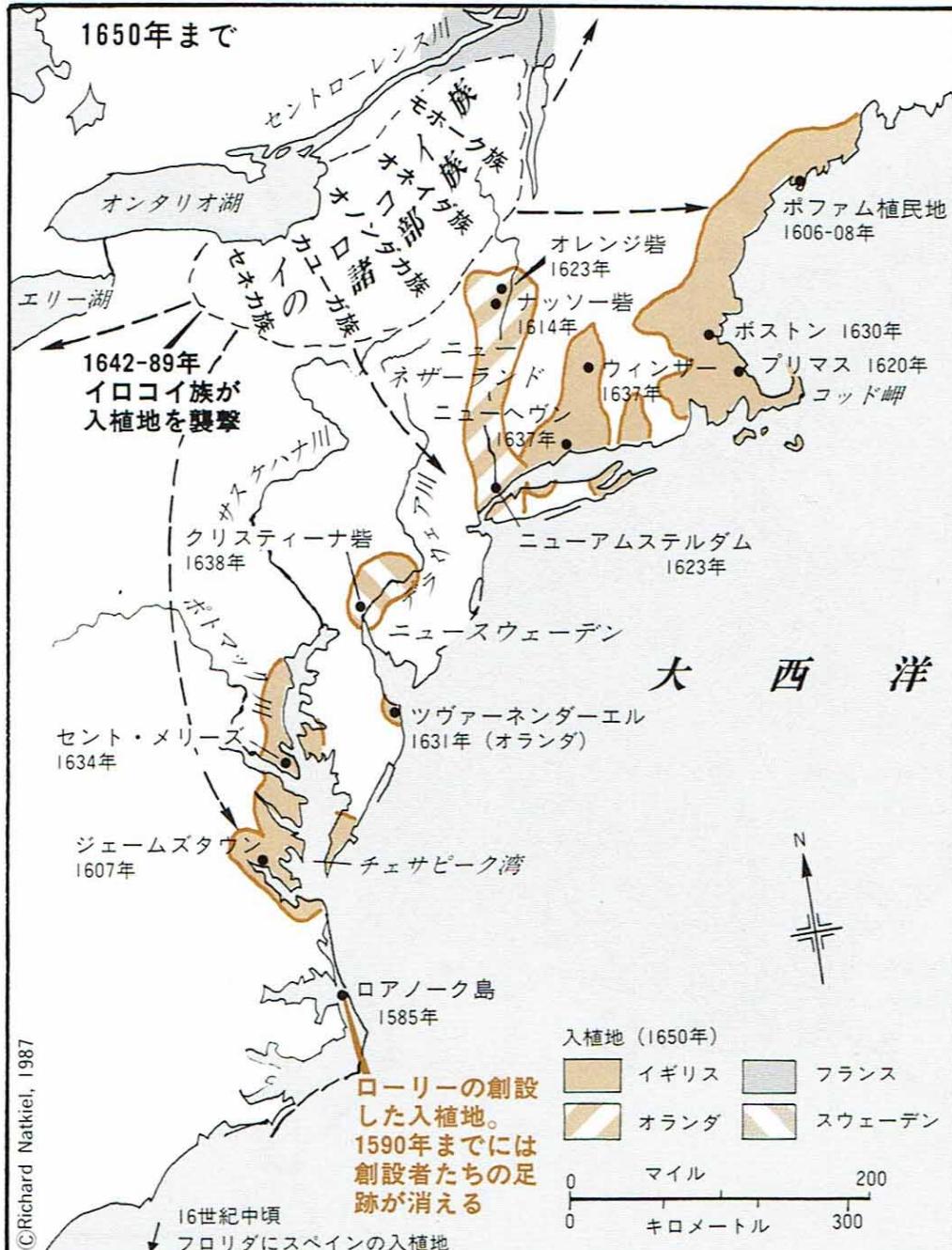
Pennsylvania③——William Penn(クエーカー教徒の避難地)

- (c) 第一次囲い込みの結果としての農民の都会流入による貧民の救済策

[第一次囲い込み——15世紀半ばから始まった農民保有地の放牧地への転換]

Georgia②④——James Oglethorpe suggested that the poor and debt-ridden people of London should settle in America. [J.O.=軍人, 国會議員]

- ①社会契約による植民地, ②自治植民地, ③領主植民地, ④王領植民地



Charter——植民地の建設・経営を許可

- ①土地の付与
- ②統治権限の付与～統治制度の規定(王領植民地についても charter があった。
e.g. 1691 charter of Massachusetts Bay)

総督

参議会 + 民選議院(House of Representatives)——植民地議会(General Assembly)
総督——自治植民地では議会の選挙, 領主・王領植民地では任命による.
参議会議員——自治植民地では民選議院[下院]の選挙, 領主・王領植民地では総督の推薦に基づく任命による(もっともMassachusetts Bayでは, 1691年に王領植民地となってからも, 民選議院[下院]の選挙によって選ばれた. 1774年からは国王が任命).

[植民地議会の立法権——イギリス王国の法に反しない限り←本国枢密院の審査]

司法権——総督・参議会; 後にsuperior court等裁判所の設置

植民地の最高位の裁判所から本国の枢密院への上訴

(2)イギリス法の継受——コモン・ローの原則

- ◆未開の土地がイギリス臣民によって発見・植民——イギリス法が適用
〔誕生ほどない植民地の条件と状況の下で適用可能な限り〕
イギリス法の適用を受けることは臣民すべての生得の権利
- ◆征服・割譲により取得された土地——法の変更までは従来の法が存続
ただし、国王は法を修正し変更することができる。
ただし、その法が、非キリスト教国の場合のように、神の法に反するときは別。

William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, 104-05
(1765-69).

(3)イギリス法の継受——実際の過程

【初期・中期：イギリス法の正確な継受は進まず】

- ①生活環境の違い——素朴な植民地社会←→成熟を遂げていたイギリス社会
 - ②法律家に対する反感・排斥←→法的素養のない素人では扱いかなるイギリス法
 - ③イギリス法に関する資料が植民地に少なかった
 - ④イギリス法や、イギリスの事物に対する反感
 - ⑤植民地で法を形成・運用した人々の知識——本国の地方の慣習や地方の裁判所での慣行
- *少ない法律家→植民地議会が制定する法律による法の形成・適用

(3)イギリス法の継承——実際の過程

【後期：イギリス法の継承の進展】

- ①経済が発展し社会が複雑化した北米植民地——その法的需要を満たすイギリス法
- ②本国との抗争における植民地側の主張——イギリス臣民に認められた権利の根拠
- ③英法曹学院や米植民地の法律事務所で訓練を受けた法律家の増加
 - ◆法曹学院(Inns of Court):ロンドンにあるbarrister(法廷弁護士)の自治組織。Barristerの資格付与や懲戒も各Innが行う。裁判所開廷期に各地からロンドンに集まる法律家の定宿に始まる。14世紀中葉、法律家を養成する場となる。
- ④イギリス法の資料の増加

Edward Coke (1552 – 1634), *Institutes of the Laws of England* (1628-59)

William Blackstone (1723 – 1780), *Commentaries on the Laws of England* (1765-69)

2. 本国との抗争

(1) 重商主義植民政策

- ◆ 英本国——植民地が経済的な貢献をする限り、植民地の内政には干渉しない姿勢→植民地自治の醸成
- ◆ Navigation Acts (1651-)
 - ① 植民地貿易——イギリス帝国の船舶——植民地貿易をイギリス帝国の船舶に限定したのは、他国、とくにオランダが英領植民地との海運で利益を収めることを防止しようとする目的であった。
 - ②③ 植民地貿易は本国の港を経由すること
- ◆ Woolen Act, Hat Act——植民地の製品の本国への輸出禁止。
- ◆ Iron Act——銑鉄加工工場の新設禁止。
- ◆ 1763年まで厳格に実施されない——Salutary Neglect
- ◆ 七年戦争の英勝利によって獲得された新領土統治のため厳格な実施に移行。

(2) 重商主義的政策の厳格な実施と植民地人の反発

◆Royal Proclamation (1763); Sugar Act, Stamp Act, Currency Act, Quartering Act (1764-65).

◆Stamp Act廃止とDeclaratory Act制定 (1766), Townshend Acts制定 (1767)

◆Tea Act (1773) の制定とBoston Tea Party (1773)

◆Intolerable Acts (1774) の制定

1. The Boston Port Act (March 31, 1774)

ボストン港の閉鎖, およびイギリスの税関の撤去。

2. The Massachusetts Government Act (May 20, 1774)

(a)これまで下院で選挙されていた参議会議員を国王の任命に(I).

(b)裁判官任命を総督権限とし, 参議会の承認の要件を廃止(III, VI).

(c)Town meeting の開催に総督の許可を必要と規定(VII).

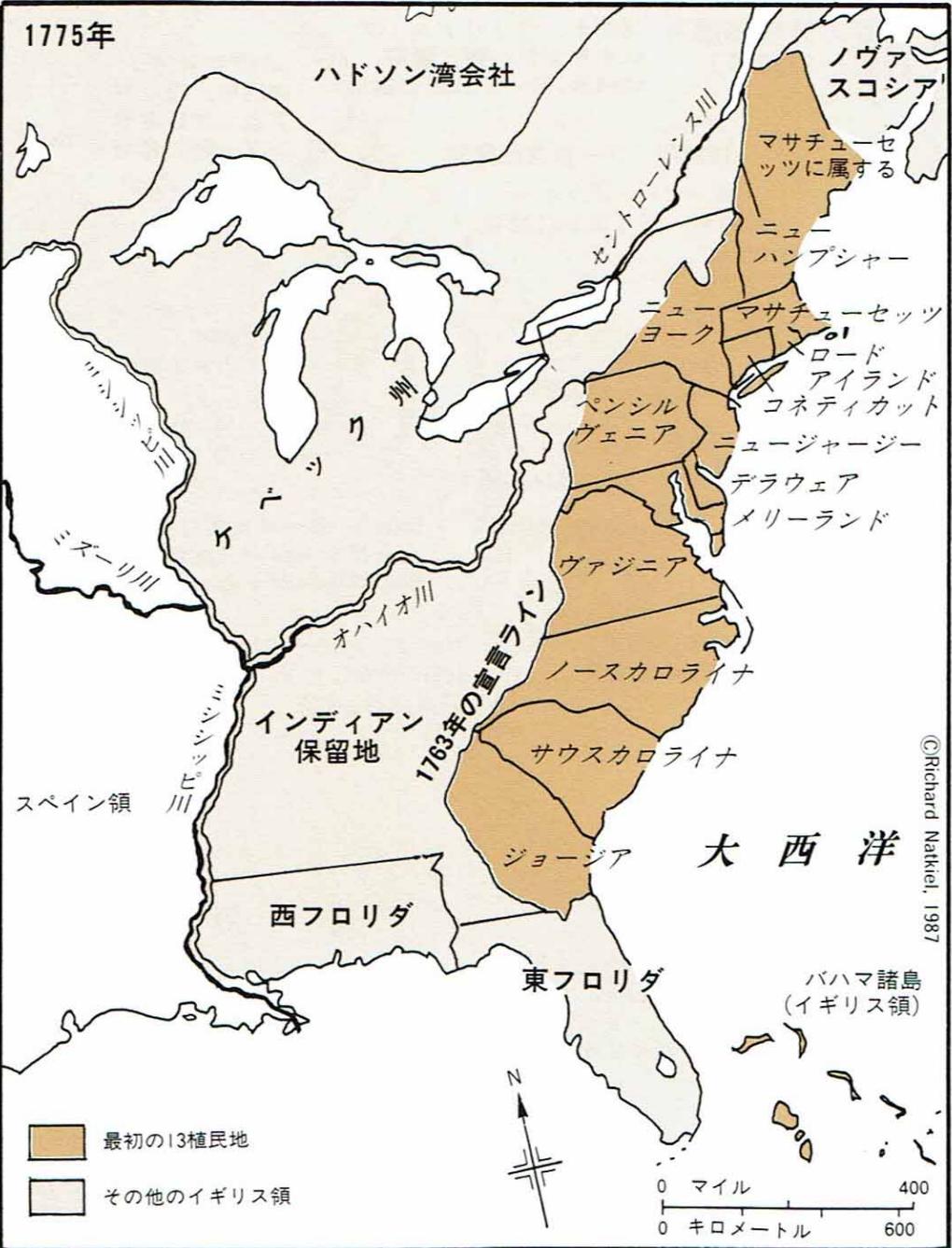
(d)従前住民が選挙で選んでいた陪審員を, 総督任命の sheriff の選任に(VIII).

3. Administration of Justice Act (May 20, 1774)

一定の事件の審理を他植民地の裁判所/本国王座裁判所に移す権限を総督に与えた。

◆Declaration and Resolves of the Continental Congress (Oct. 14, 1774)

1775年



1776-1800年

